

泉崎駐在所だより

ピーエム・フォー

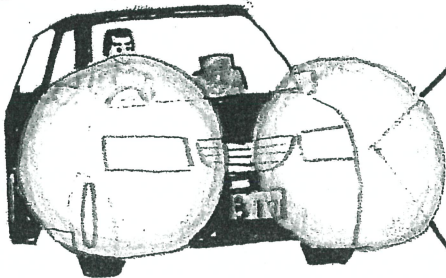
PM4ライトオン運動

期間

令和4年11月1日から令和5年2月28日まで

この時期は、夕方になるとすぐ薄暗くなります。

歩行者・自転車を見落とさないよう、また、自分の車の存在を他者に知らせるためにも、ライトを早めにつけ、状況に応じて上向き・下向きとこまめに切り替えるようにしましょう！



- 早めのライト点灯！
- 対向車や先行車がない状況でのライトの上向き点灯！
- 歩行者は夜光反射材用品着用！

キーワードは“午後4時になったらライトを点けよう”



狩猟期間が始まります

狩猟期間 11月15日～2月15日まで
(イノシシ猟に限っては3月15日まで)

- ハンターの皆さんへ
- 銃や弾の車内放置は絶対にしないでください。
- 銃を携帯・運搬する時には、必ず銃に覆いをかぶせるか、銃を容器に入れてください。
- 狩猟をする場合は、狩猟可能区域であることを確認してください。
- 銃を発射する前に発射方向を十分に確認してください。
- 山へお出かけになる皆さんへ
- ハンターが入る獲物と間違えて撃ってしまう「誤認発射」を防止するため期間中に山へお出かけになるときは、赤・黄系など目立つ服装の着用を心がけましょう。



犯罪被害者週間

令和4年11月25日(金)～12月1日(木)

犯罪被害給付制度について

殺人等の故意の犯罪行為により、

- 亡くなられた方のご遺族
- 重大な負傷又は疾病を負った方
- 重大な負傷又は疾病を負ったことにより、障害が残った方



に対して、精神的、経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことが出来るよう支援するため、社会の連帯共助の精神に基づき、国が給付金を支給する制度です。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

県民サービス課被害者支援室

電話 024-522-2151 内線 710-2523